

美術館活動部分			
中期計画		2026年度 年度計画	
前文		前文	
（第1期中期計画の基本方針） 県立美術館は、中部圏の中核的な美術館及び日本を代表する陶磁専門美術館として、中期目標に掲げられた役割や課題を踏まえ、美術・陶磁文化を取り巻く現代の状況の変化に対応した多彩な活動を展開していく。 このため、県立美術館を設置し、法人全体の理念・運営方針の下、それぞれの美術館のビジョン・目的に基づき、調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及事業、美術創造活動の活性化や愛知県の美術や陶磁器の国際的評価向上に資する活動、美術及び陶磁器（陶磁文化及び産業に関するものを含む。）に関する作品その他の資料（以下「美術品等」という。）の収集・活用・保存、管理保管・修理等の事業を有機的・体系的に行うとともに、美術及び陶磁文化に関する情報の県内外への発信など現代社会の課題解決に資する活動等に積極的に取り組み、愛知県における芸術文化の振興を図り、学術の発展及び県民の文化と教養の向上に寄与していく。 この第1期中期計画期間では、上記した県立美術館としての基本的な役割を果たすとともに、2館一体運営の体制を整えて総務事務系業務の効率化を図り、2館の連携事業にも着手する。 各館の役割・任務は以下のとおりである。		（愛知県美術館） 愛知県美術館は、中期計画に定めた基本方針に基づき、国内外の20世紀美術を中心に、広範囲にわたる多様なコレクションの形成・公開・継承のための各種事業を行う。企画展では、近世から近代の日本美術、近代ヨーロッパの絵画、そして日本の現代美術など、時代や地域も幅広く展覧会を開催する。また、所蔵作品や展覧会関連作品等についての調査研究、各種教育普及プログラム、美術に関する情報発信、防災、県内外の機関や専門家との連携も含めた一連の活動により、中部圏の中核的な美術館としての役割を果たす。 さらに今年度は、新たな会員制度を整備する。アートライブラリーは一時休館しながら来年度以降の新しい運営方針を検討するほか、8階ギャラリーの戦略的な貸展示室等の利用指針の策定について検討する。	
（愛知県美術館） 愛知県美術館は、国内外の20世紀美術を中心に、工芸や近世絵画などを含む藤井達吉コレクションや木村定三コレクションから、今世紀に入ってますます多様化している現代美術にいたるまで、広範囲にわたる美術作品を所蔵する。地方独立行政法人に移行した後も、まさに総合美術館と呼ぶにふさわしい多様なコレクションの拡大に努めると同時に、IPM（総合的病害虫管理）の理念と実践に基づいた適切な環境のもとで作品を保管し、展示する。また、国内の美術館の先陣を切って公開を進めてきた所蔵作品のデジタル・データベースアーカイブをさらに充実させて、作品、および作品に付随するさまざまな資料やデータ等を含む県民財産の情報公開を促進し進め、その成果を基盤にした調査研究にも取り組む。 コレクション展については、より企画性の高い中規模展示に新たに取り組むなど、これまでにない切り口での開催を目指す。企画展については、「愛知発」として、今日的な視点から今日の社会に相応しいテーマを明確にした文化芸術の発信に努めると同時に、他の美術館や研究者、マスコミなどと協働し、海外の優れた芸術を含めた幅広い分野の芸術を紹介する。教育普及活動としては、多様な価値観の共有と社会的な問題の解決を目指して、さまざまな芸術表現をさまざまな人々とともに体験し、互いの感性を高め合うプログラムを展開する。また、ギャラリーの運営については、団体にとってより利便性の高いあり方を検討すると同時に、これまでの使用条件等を見直し、中長期的に安定した運営を実現する方法を探る。 上記した収集、保存、管理、展示、教育普及プログラムを通じて、国内外の美術館や大学、それぞれの分野の専門家たちと交流し、社会にも積極的に関与していくことで、愛知県美術館の活動を持続可能なものとして未来に展開していく。また、日本各地で自然災害が多発している今日、人との防災は、喫緊の社会問題である。これまで愛知県美術館が蓄積してきた防災についての知見を、中部圏はもとより、全国の美術館博物館と共有することで、この分野における指導的な役割を果たす。 学芸員は、以上のような一連の活動を、専門的な知見を活かし、主に学術的な観点から発信していく。一方、愛知県美術館の活動を広く一般に向けて周知し、国内外の潜在的な観客を呼び込むことを目的に、今日の社会に相応しい幅広い広報を展開する。名古屋市栄エリアの中心地という利便性の高い立地を活かし、国内はもとより、海外からの集客にも工夫を凝らして利用者層を拡大し、中部圏の中核的な日本を代表する美術館としての活動の成果を広く社会に還元する。		（愛知県陶磁美術館） 愛知県陶磁美術館は、世界各地の陶磁文化に出会うことができる日本最大の陶磁専門美術館である。所蔵作品の収集、保管及び展示事業、調査研究、教育普及事業を展開し発信するとともに、地域の活性化やあらゆる世代の文化芸術活動に資することを目指し、2026年度の各種事業を実施する。中でも教育普及事業は、地域に根ざした素材や技を体感しながら学べる施設の利点を最大限に活かすことを基本に据えた当館ならではの事業を利用者に提供する。 当館が実施するこれらの各種事業は、当館の施設内で実施されるものに限定されるのではなく、周辺の市町村を中心に、県内外の他施設に出張してのさまざまな事業も含まれる。 また、これらの各種事業の参加者は、展覧会観覧者や陶芸館利用者といった入館者数と同じ当館の利用者である。そのため、入館者数に各種事業の利用者を加えた「総利用者数」を最も重要視する指標として捉え、年度計画を策定するものとする。	

美術館活動部分				
中期計画		2026年度 年度計画		
第 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 国内外の美術及び陶磁文化を体系的に提示し得る質の高いコレクションの形成・活用・継承		1 国内外の美術及び陶磁文化を体系的に提示し得る質の高いコレクションの形成・活用・継承		
(1) 作品の収集		(1) 作品の収集		
1	県立美術館は、各美術館の役割に即して収集方針を定め、その方針に基づき、バランスのとれた所蔵作品の充実を図る。 国内外の美術館の収集活動の状況や現在の市場動向等の調査による客観的情報に基づいて、国内外の作家の代表作や陶磁資料、産業製品、資料等の収集に取り組み、将来的に国内外の美術史及び陶磁史に残る重要作品の確保を図る。 加えて、将来の県民共通の財産となる質の高いコレクションを形成していく観点から、関係者とのネットワークを形成し、美術品等の動向に関する情報収集能力と収集の機動性の向上を図る。 （愛知県美術館） 20世紀を中心とする国内外の近現代美術の流れを、国際的な関連も押さえつつ体系的に示すために、必要不可欠な歴史的価値を有する作品・資料の収集に努める。またジェンダーバランスや地域性といった同時代的に重要な視点を常に考慮し、将来から見てその時代を象徴し得ているような先駆的作品の確保に努める。 中部圏の中核的な美術館として、この地域の美術の流れを体系的に示すことのできる作品や資料の収集に努める。 愛知県美術館は、1992年の開館にあわせて定められた収集方針にしたがって美術作品の収集に努めてきたが、藤井達吉コレクションや木村定三コレクションの受贈を経て、総合美術館と呼ぶに相応しい幅広いコレクションを有するに至った。また現在では、若手からベテランまで、現存作家の作品の収集も拡大している。今中期計画期間内に収集方針の見直しを行い、長期的な視点からコレクション全体を有機的に関連づけていく新たな指針を検討する。 （愛知県陶磁美術館） 日本を代表する陶磁美術館として、日本陶磁史の全体像を系統的に理解できるよう、全国の主要な窯業地の陶磁資料をより高いレベルで収集する。あわせて、中国陶磁をはじめとする海外の代表的な窯業地の陶磁資料についてもそれぞれの歴史、あるいは文化を知ることができるよう収集し充実に努める。現代陶芸では、日本及び世界の陶芸の大きな展開を知る事ができるよう、展覧会、国際芸術祭等との連携の中で収集に努める。これらの陶磁資料および現代陶芸作品においては、優れた美術品としての価値を有する優品を確保することに努める。 また、陶磁器産業製品及び作家や各分野の関連資料の収集、充実に努める。 これらの基本方針については、館の役割に即したものとして相応しいものであるか、次期に向けて検討を進める。 定めた基本方針のもと収集したコレクションの体系的なバランスの観点から欠けている部分を中心に、寄贈・寄託の受け入れを推進するとともに、その積極的活用にも努める。		1	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、作品や資料の収集に努める。 今中期計画期間内に収集方針の見直しを行っていくため、長期的な視点からコレクション全体を有機的に関連づけていく新たな指針の検討に着手する。 ア 収集委員会を開催する。 イ 美術作品等の購入・寄贈受入を行う。 ウ 新規収蔵作品の情報公開を行う。（所蔵作品管理システムへの登録や情報公開、写真撮影） エ 収集方針検討会議を開催する。（年2回程度） （愛知県陶磁美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、陶磁資料を収集しコレクションの充実に努める。 寄贈・寄託を受け入れ、その積極的活用にも努めるとともに、収集に関する基本方針について、次期方針に向けて館内検討会を開催する。 ア 収集委員会を開催する。 イ 美術作品等の購入・寄贈受贈受入を行う。 ウ 新たな資料収集方針と資料取扱要項の適切な策定に関わる検討会議を開催する。（年2回程度）
(2) 所蔵作品の保存・管理		(2) 所蔵作品の保存・管理		
2	所蔵作品及び資料全体を適切に保存・管理し良好な状態で確実に後世に伝えるときともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、各館に保存担当学芸員を置き日常的な保管環境を整えるときともに、既存の収蔵庫等保管施設の維持管理等を進め、保管環境の一層の改善を図る。 文化財IPMの理念に基づき、監視（モニタリング）、評価、対策、実践というプロセスに即した日常管理を実施する。 所蔵作品が定められた場所に適切に保管されているか、点検を行う。 所蔵作品の防災対策の推進・充実のため、災害時の収蔵品の保護に努め、必要な体制を整える。 前述に伴い必要となる収蔵庫及び展示室等の維持管理と防災対策に必要な施設や機器の定期点検等を確実に実施し、必要に応じて施設や機器の整備や更新を行う。 県が推進している美術品等共同収蔵庫の整備について、窓口となる職員を配置し、検討委員会等に参加し検討に協力する。		2	

美術館活動部分			
中期計画		2026年度 年度計画	
（愛知県美術館） 【予防保存】 温湿度、虫菌害、汚染物質など、美術館環境に起因するさまざまな損傷リスクから作品を守るため、収蔵庫及び展示室内の環境維持に努める。 文化財IPMの理念に基づき、監視（モニタリング）、評価、対策、実践というプロセスに即した日常管理を実施する。また、業者による徹底清掃や、状況に応じて燻蒸などを活用しながら虫菌害を予防する。 収蔵庫及び展示室内の空調設備に関して、適切な環境の維持に努め、急激な温湿度変化による作品の損傷やカビ害を予防する。また、設備トラブルを未然に防ぐため、定期的な部品交換やメンテナンスを行う。 国内美術館における文化財IPMを主導してきた立場であり、また専門の保存・修復担当を常置する数少ない美術館であることから、近隣的美術館・博物館から保存・修復に関する相談を受けた場合は助言を行う等、可能な限り協力する。 東京文化財研究所や文化財活用センター等が実施する保存・修復関連の研修等へ積極的に参加し、専門性を高める努力をし、より良い保存環境の整備と調査・研究に役立てるとともに、地域の文化財保存に貢献するため、その知見を惜しみなく共有する。 【管理】 別途定める要領に従い、所蔵品の所在確認と管理状況確認を実施していく。 日常的に所蔵品管理業務（所蔵品・所蔵作家データの更新、作品撮影など）を行い、所蔵品の管理状況を把握する。また、そのようにして得られたデータや情報などは、都度所蔵品データベース等での公開に努める。 当館が作品を所蔵している作家や遺族などと日常的に情報交換をしつつ、必要に応じて著作権利用許諾の処理を進める。また、フィルムなどデジタル化が可能な作品や資料については、計画的にデジタル化を行っていく。		（愛知県美術館） 【予防保存】 中期計画に定めた方針に基づき、収蔵庫及び展示室内の環境維持に努める。 ア 展示室内及び収蔵庫等の空気環境測定を実施する。（年2回程度） イ 文化財害虫モニタリングのためのバグトラップ調査を実施する。（年5回） ウ 収蔵庫等の徹底清掃を実施する。 エ 美術品等共同収蔵庫の整備に係る検討に協力する。 オ 保存・修復関連の研修等に参加する。 【管理】 所蔵作品及び資料全体を良好な状態で確実に後世に伝えるため、適切な保存・管理を行う。また、愛知県陶磁美術館と協同した文化財保管・管理に関する研修の企画及び受講を計画的に実施する。 ア 全所蔵作品の所在確認を実施する。 イ 分類別管理状況確認作業を実施する。（2026年度は「日本画・書（木村定三・藤井達吉コレクションを含む）」） ウ 著作権利用許諾状況を更新する。（10件程度） エ フィルム等のデジタル化を行い（5件程度）、適切に保存・管理する。 オ 愛知県陶磁美術館と協同した文化財保管・管理に関する研修の企画及び受講を計画的に実施する。	
（愛知県陶磁美術館） 館全体の保管・管理の統括をする保存担当学芸員を置き、愛知県美術館の保存担当専門学芸員の協力を仰ぎながら、収蔵庫及び展示室の環境改善・維持に努める。学芸員が文化財の保管・管理の専門知識を習得できるよう、外部を含む研修を受講する機会を整える。 収蔵庫及び展示室内の温湿度、虫害の監視（モニタリング）を年間を通して計画的に実施し、状況に応じて予防のための対策を実施する。 収蔵庫並びに展示室における危機管理マニュアル（作品保存上/防災は後述）を作成し職員間で共有する。 施設の定期点検及び施設・機器の整備と更新については、収蔵庫及び展示室（古窯館等屋外を含む。）全域における必要箇所の調査を実施し、必要に応じて緊急性の高い箇所から順次対応できるよう、年度計画に定め計画的に実施する。 展示室及び収蔵庫のLED化は、展示計画との突合により特に計画的に実施するよう努める。 共同収蔵庫の検討委員会へ参加し、必要なデータを提供する。		（愛知県陶磁美術館） 館全体の保管・管理については、中期計画に定めた事項の実施に努めるとともに、特に2026年度は展示室2-Bの壁面展示ケースLED化と虫害の監視（モニタリング）、愛知県美術館と協同した文化財保管・管理に関する研修の企画及び受講を計画的に実施する。 施設の定期点検及び施設・機器の整備と更新については、中期計画に定めた調査を実施し、2026年度は古窯館の南山8号窯跡、南山9号窯跡の修繕を行う。 共同収蔵庫の検討委員会へ参加し、必要なデータを提供する。 ア 収蔵庫及び展示室の空気環境測定として温湿度測定を実施する。また、展示替えの時期などに測定結果を館内で共有する。（年4回程度） イ 虫害調査を実施する。調査結果は館内で共有する。（年4回程度） ウ 愛知県美術館と協同した文化財保管・管理に関する研修の企画及び受講を計画的に実施する。 エ 施設の定期点検を実施する。 オ 収蔵庫点検（棚卸）を実施する。 カ 古窯館の修繕に関する調査及び南山8号窯跡、南山9号窯跡の修繕を実施する。 キ 美術品等共同収蔵庫の整備にかかる検討に協力する。	
(3) 所蔵作品の修復		(3) 所蔵作品の修復口	
3 所蔵作品等を後世に継承できるよう、所蔵作品等の修理・修復に関しては、各館の連携を図りつつ、必要に応じて、外部の保存科学の専門家等とも連携して、所蔵作品等の保存状況を確実に把握し、特に緊急に処置を必要とする作品について計画的・重点的に修理・修復を行う。 （愛知県美術館） 【保存修復】 状態調査（コンディションチェック）に基づき、作品ごとの保存方針を立案し、実行する。 館内展示や館外貸出を控えた作品に対して、メンテナンスや応急処置、額装の改善などを提案し、実行する。 所蔵品の分野は多岐にわたり、素材や構造が様々であるため、分野に応じた外部専門家の知見を得ながら、保存方針や修復方法について検討し、実行する。 学術的な調査研究の結果、作品の形態や額装状態を変更することが適切と判断された場合は、保存に考慮した処置の検討と実施を進める。 東京文化財研究所などの専門機関と連携・協力して所蔵品の科学調査（素材や構造等を明らかにする調査）を実施し、その後の保存・修復計画に活用するとともに、作家作品研究に繋がる情報は積極的な公開に努める。		（愛知県美術館） 【保存修復】 中期計画に定めた方針に基づき、適切な状態調査、保存・修復の処置を実施する。 ア 所蔵作品の修復、保存処置を実施する。 イ 貸出予定作品、修復処置予定作品、学術調査等のための作品の状態調査を実施する。	
（愛知県美術館） ① 保管環境の維持に係る取組状況（収蔵庫および展示室内の空気環境測定の実施、生物被害対策のための文化財害虫モニタリングや収蔵庫等の徹底清掃等の実施） ② 所蔵作品の所在確認および管理状況確認作業（棚卸の実施。） ③ 美術品等共同収蔵庫の整備にかかる検討への協力状況（会議への出席等）			
（愛知県陶磁美術館） ① 保管環境の維持に係る取組状況（参考指数として、収蔵庫および展示室内の空気環境測定の実施回数及び結果、虫害調査の実施回数及び結果、収蔵庫等の徹底清掃等の実施回数及び結果） ② 所蔵作品の所在確認および管理状況確認作業（参考指数として、棚卸の実施回数及び結果） ③ 美術品等共同収蔵庫の整備にかかる検討への協力状況（参考指数として、会議への出席回数等） ④ 文化財保管・管理に関する研修の受講に関わる取組状況（参考指数として、受講回数）			
（愛知県美術館） ① 所蔵作品の修復に係る取組状況（修復実施件数） ② 所蔵作品の状態調査に係る取組状況（調査件数） （参考）2021年～2025年度実績値：所蔵作品の修復件数 2021年度：19件、2022年度：8件、2023年度：29件、2024年度：10件、2025年度：13件（2/12現在）			

美術館活動部分			
中期計画		2026年度 年度計画	
	（愛知県陶磁美術館） 既存のコレクションのうち、特に重点的な修理・修復が必要と思われるものを把握し、順次処置を行っていく。修復に当たっては、必要に応じて愛知県美術館の保存担当専門学芸員の協力も仰ぎながら適切な処置計画を立てる。また、外部資金の獲得も検討し、年度計画に定めた上で計画的に実施する。 陶片資料については、活用の際して資料の役割を強めるにふさわしい形状を目指し接合作業を、年度計画に定めた上で計画的に実施する。 敷地内の古窯跡および移築した古窯跡の修繕を、年度計画に定めた上で計画的に実施する。		（愛知県陶磁美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、所蔵作品の修復を行うとともに、特に2026年度は、敷地内の古窯跡である南山 8 号窯跡、南山 9 号窯跡の修繕を実施する。 ア 要修理・修復作品の調査、修理・修復を実施する。 イ 助成金を活用した所蔵作品の修復を検討する。 ウ 陶片資料の要接合資料の調査、接合作業を実施する。 エ 古窯館の修繕に関する調査及び南山 8 号窯跡、南山 9 号窯跡の修繕を実施する。 【再掲】
(4) 所蔵作品の貸与		(4) 所蔵作品の貸与	
4	所蔵作品の貸与については、所蔵作品の活用の一環として、各館における展示計画や作品保存等を勘案しつつ、依頼に応じて国内外の美術館・博物館その他これに類する施設に対し、貸与等を実施する。 （愛知県美術館） 所蔵作品は当館のコレクション展などでの展示・公開を基本とするが、それ以外での活用や調査研究に資すると見なされる場合は、国内外の美術館等への貸与を行う。特に県内の文化施設については、依頼に応じて特別協力展というかたちでコレクションの活用を図る。 貸与に際しては、移動や展示作業が適切に行われるように指示を行う。 （愛知県陶磁美術館） 所蔵作品のコレクション展での活用を計画的に進めつつ、館外での活用や国内外の陶磁文化の振興や調査研究に資すると判断される場合は、各所への貸与を行う。 貸与に当たっては、作品のコンディションを確認し館内記録に残すとともに、貸与先への十分な情報伝達を行う。 また、所蔵作品の活用の一環として、所蔵作品の熟覧・撮影・画像の貸与などの特別利用希望に対する特別利用規定を定め、適切に対応する。 とくに、県内市町村への猿投窯関係資料の貸与を継続・拡大する。その中で、猿投窯関係資料の重要文化財指定以降の新たな活用計画のための連携を強める。		4 （愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、国内外の美術館等への貸与を行う。 （愛知県陶磁美術館） 所蔵作品については、中期計画に定めた方針に基づき、コレクション展での活用、各所への貸与、特別利用への対応を適切に行う。 2026年度は、特に県内市町村への猿投古窯関係資料の貸与の継続と連携関係構築に努める。 ア 愛陶コレクション展ほか展覧会での所蔵資料の活用計画（特集展示計画）を作成する。 イ 他館への所蔵作品の貸与を行う。 ウ 定めた規程に従い、特別利用希望に対応する。 エ 猿投古窯関係資料の展示や貸与を行い、特別利用に対応する。
2 美術及び陶磁文化振興の拠点として、多様な鑑賞機会の充実、文化芸術創造活動の活性化の推進など、美術及び陶磁文化を取り巻く現在の社会状況や環境変化に対応した多彩な活動を展開し、美術及び陶磁文化を中心に文化芸術振興に寄与		2 美術及び陶磁文化振興の拠点として、多様な鑑賞機会の充実、文化芸術創造活動の活性化の推進など、美術及び陶磁文化を取り巻く現在の社会状況や環境変化に対応した多彩な活動を展開し、美術及び陶磁文化を中心に文化芸術振興に寄与	
(1) 展覧会等を通じた多様な鑑賞機会の充実		(1) 展覧会等を通じた多様な鑑賞機会の充実	
5	中期目標で示された学術的意義や幅広い層の関心等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで県民をはじめ国内外の多くの人々に多様で優れた美術品等の鑑賞機会の充実を図るため、各館において魅力ある質の高いコレクション展・企画展等を実施する。 国内外の美術館等から借用した美術品等及び県立美術館のコレクションを積極的に活用した展覧会を実施する。 実施に当たっては、一層の調査研究による新しい切り口や研究成果の活用、国内外の学芸員や研究者などとの共同企画、効果的な展示の手法の開拓、所蔵作品等の新たな魅力の発掘と紹介、関連資料の展示への活用などを試みる。 各展覧会等の開催においては、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にするため中期目標の期間における開催計画を戦略的に策定する。 各展覧会等の会場においては、展示説明資料や展示造作物を工夫し、翻訳等を含む展覧会図録等の充実に取り組み、国内外の多くの人々の鑑賞機会の充実を図る。		5

美術館活動部分		
中期計画		2026年度 年度計画
（愛知県美術館） コレクション展は、来場者のニーズを踏まえつつ愛知県美術館コレクションの特色を十分に発揮したものとする。コレクション展で紹介する作品については、重要文化財の展示日数や他館への貸出予定なども考慮しつつ、複数年にわたる計画を事前に立案する。最新の研究結果を基に、美術に関する理解の促進に寄与することを目指すとともに、所蔵作品の鑑賞・理解に資するため作品の展示替えに加え、中規模テーマ展示などを開催し、新しい切り口や研究成果の活用、所蔵作品等の新たな魅力の発掘と紹介、関連資料の充実に積極的に取り組む。また、新収蔵作品を計画的に公開していくとともに、修復後の報告的展示なども積極的に行う。 企画展は、学芸員による積年の研究成果や今日的視点を踏まえたものを企画し、美術史等の学術水準の向上に寄与するとともに、県民をはじめ幅広い層の関心や希望に応える大規模展から、未だ一般的知名度は高くなくとも重要な作家や動向、地域や歴史の中で埋もれ隠れた美術を掘り起こす試みまで、質の高い展覧会を開催する。 年間4本程度開催する企画展のうち少なくとも1本は、学芸員が研究成果に基づいて自主的に企画する展覧会とする。マスコミ等と共催する巡回展においても、監修者や他館の学芸員と主体的かつ積極的に協働して、観客の幅広い関心に応える質の高い展覧会の実現を目指す。また、中長期的に安定して大型の企画展を開催できるよう、マスコミ等との共催展の在り方や外部資金の獲得、集客に関する効果的な戦略などを検討する。 コレクション展・企画展ともに、掲出する章解説・作品解説を充実させ、かつそれらを分かりやすい表現で掲出し、できる限り英訳もつけることで、国内外からの来館者に向けたサービスに努める。	（愛知県美術館） ① コレクション展の展示替えを年間4回程度行う。 ② 企画展を年間4回程度開催する。 ③ コレクション展及び企画展の来館者数を集計し、満足度調査も実施する。年度ごとに、展示の内容に応じた目標入場者数と満足度の目標水準を設定し、実績を評価する。 ④ 外部の有識者に展覧会についてのモニターを依頼し、その評価を指標とする。	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、愛知県美術館のコレクションの特色を十分に発揮するコレクション展を開催する。 企画展では、「歌川国芳展」、「スウェーデン絵画」展、「ビゲロー」展、「セカイノコトワリ」展を開催するなど、近世から近代の日本美術、近代のヨーロッパ絵画、そして現代美術など、時代や地域も幅広く展覧会を開催する。 さらに魅力のある展覧会を開催していくため、中規模テーマ展示の開催に取り組む。 コレクション展・企画展ともに、掲出する章解説・作品解説を充実させ、かつそれらを分かりやすい表現で掲出し、できる限り英訳を付けることで、国内外からの来館者に向けたサービスに努める。 ア コレクション展の展示替えを行う。（年4回） イ 企画展を開催する。（年4回） ウ コレクション展及び企画展の来館者数を集計し、満足度調査を実施する。（年4回） エ 愛知県美術館と愛知県陶磁美術館のコレクションを取り合わせた特集展示「地方独立行政法人化記念 コレクション、往来！」展を開催する。 オ 目標入場者数（企画展年間11万3千人／コレクション展年間7万8千人）と満足度の目標水準（企画展・コレクション展の来館者アンケートの展覧会の感想「よかった」以上の回答8割以上）を設定する。 カ 外部の有識者に展覧会についてのモニターを依頼する。 キ 今後のコレクション展の展示計画を立案する。
（愛知県陶磁美術館） コレクション展は、当館の理念に沿い、所蔵するコレクションを活かしつつ最新の研究成果を反映した内容を常設展示する。 主たる展示場所（本館、デザインあいち）のうち、本館においては、陶磁資料および現代陶芸作品の優品の展示を軸にし、日本・中国をはじめ世界の陶磁史を体系的に把握できること及び現代陶芸の理解を促進することを主眼に置く。 また、陶製狛犬をはじめとした愛知の陶磁文化を発信することのできるコレクションの活用を積極的に図る。 デザインあいちにおいては、愛知のやきものや、そのやきものを育んだ自然環境に視点を置き、フモトミズナラの小径をはじめとした敷地内の自然環境も活かした動態展示を幅広い層が体感できることを目指す。 本館、デザインあいちともに、コレクションの活用と企画展等との連動や新たな視点・観点の提示のために、年数回の展示替えを行うとともに、特集展示などを積極的に開催する。 窯の記憶Ⅰ・Ⅱにおいては、古窯跡と瀬戸の特色を伝える現代陶芸作品を展示する。 野外においては、現代陶芸作品を展示する。 特別展・企画展は、県民をはじめ幅広い層の関心や希望に応えるもの、学術的意義の高いもの、そのどちらにも応える特別展、いずれかに応える特別展または企画展、学術的意義を重視した企画展を年間のバランスを考慮しながら開催する。 これらのコレクション展・特別展・企画展は、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にした5年間の展示計画を作成した上で準備を進め円滑な開催に向けて注力する。 また、いずれの展示においても、ターゲット層を明確にし、これに合わせた分かりやすい表現の章解説・作品解説等を充実させ掲出することに努める。 また、こうした展覧会事業の充実のためには、所蔵作品等の新たな魅力の発掘を始めとした日ごろの調査研究は欠かせないものである。県内外の美術館・博物館や教育・研究機関等と繋がり協力関係を築き、調査研究活動に積極的に取り組むとともに、来場者の心を動かし記憶に残る展示とするため、展示説明資料や展示造作物を工夫し、翻訳等を含む展覧会図録等の充実に取り組み国内外の多くの人々の鑑賞機会の充実を図る。	（愛知県陶磁美術館） ① 館の理念に沿ったコレクション展の開催計画の策定の取組状況 ② 特別展・企画展の開催計画の策定の取組状況 ③ 特別展・企画展・本館コレクション展、デザインあいち展、窯の記憶Ⅰ・Ⅱの展示替えの取組状況（参考指標として、展示替え回数とテーマ内容に対する有識者の評価） ④ 本館コレクション展、デザインあいち展、各展示の来場者及び特別展・企画展の取組状況（参考指標として、来館者数を集計し、アンケート等により満足度調査も実施する。年度ごとに、展示の内容に応じた目標入場者数と満足度の目標水準を設定し、実績を評価）	（愛知県陶磁美術館） コレクション展については、中期計画に定めた方針に基づき、本館において「世界はやきものでできている」「現代の陶芸」「リ・デザイン・狛犬」「窯の記憶Ⅲ」を開催する。デザインあいちにおいて「デザインあいち」展を開催するとともに、敷地内の動態展示としてフモトミズナラの小径、地層のはざとり標本跡の整備を進める。古窯館及び敷地内において、「窯の記憶Ⅰ・Ⅱ」及び野外展示を行う。 特に2026年度は、本館、デザインあいちともに、コレクションの活用と企画展等との連動や新たな視点・観点の提示のために、年数回の展示替えを行うとともに、特集展示などを積極的に開催する。 特別展・企画展については、中期計画に定めた方針に基づき、県民をはじめ幅広い層の関心や希望に応える性格の強いものとして「巨匠ハインツ・ヴェルナーの描いた物語—現代マイセンの磁器芸術—」と「20世紀北欧デザインの巨匠 スティグ・リンドベリ展」を開催し、学術的意義の高い性格の強いものとして「茶の饗宴—和洋茶器くらべ」（2025年度から継続して開催）、「夢見る建築—中国古代の明器に宿る建築の断片」、「花と緑のうつわ—古代・中世・近世の系譜」を開催する。 ア 愛陶コレクション展を開催する。（目標入場者数20,000人） イ 愛陶コレクション展内で特集展示を開催する。（年4本程度） ウ 「デザインあいち」展を開催する。 エ 「デザインあいち」内特集展示を開催する。（年2本程度） オ 「窯の記憶Ⅰ・Ⅱ」及び野外展示を開催する。 カ 特別展を開催する。（年2本、目標入場者数15,000人） キ 企画展を開催する。（年2本、目標入場者数10,000人） ク 愛知県美術館と愛知県陶磁美術館のコレクションを取り合わせた特集展示「地方独立行政法人化記念 コレクション、往来！」展を愛知県美術館において開催する。 これらのコレクション展・特別展・企画展は、中期計画に定めた方針に基づき、準備を進め円滑な開催に向けて注力するとともに、展示説明資料や展示造作物を工夫し、翻訳等を含む展覧会図録等を充実させ国内外の多くの人々の鑑賞機会の充実を図ることに努める。 また、こうした展覧会事業の充実のため、中期計画に定めた方針に基づき、日ごろの調査研究と県内外の美術館・博物館や教育・研究機関等と繋がり協力関係構築に積極的に努める。特に2026年度は、2028年度実施予定の50周年記念展の企画構想に着手するとともに館外調査を行う。 ケ 5年間の展示計画を策定する。 コ 50周年記念展の構想に着手するとともに、館外調査を行う。 サ 「所蔵品管理システム」の機能を活かしたアプリ（ポケット学芸員）による作品解説（多言語対応）を継続し、英訳と解説読み上げ音声の追加分作成を行い公開する。 シ 特別展・企画展の会期に合わせてアンケート調査を実施し、満足度の分析を行う。（年4回以上、6段階評価の4以上の回答が8割以上）

美術館活動部分					
中期計画			2026年度 年度計画		
(2) 展示室の貸出等を通じた文化芸術創造活動の活性化			(2) 展示室の貸出等を通じた文化芸術創造活動の活性化		
6	県立美術館は、県民の文化芸術の向上に資する団体等への展示室の貸出等による発表機会の提供を通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、文化芸術創造活動の活性化を図る。 （愛知県美術館） 愛知県美術館ギャラリーを現代におけるより多様なニーズに対応した施設として機能させる観点から、貸出条件や予約の在り方、利用料金の改定を含め、その運用の見直しを検討する。 （愛知県陶磁美術館） 展示室等の貸出においては、陶芸展示室に限らず、陶磁美術館の敷地や建物の特色を生かした県民の芸術創造活動の会場となりえる場所を必要に応じて主催者と連携、支援の形を探りながら、陶磁文化の振興に資するものとなるよう検討し、貸出等を行う。	（愛知県美術館） ① 愛知県美術館ギャラリーの予約率は、2021～2023年度実績平均程度となる85%を目指す。 ② 予約の在り方や利用料金等の見直しを進め、2029年4月を目処に改定する。 ③ 愛知県美術館ギャラリー委員会（愛知県美術館専門委員会ギャラリー部会）の開催（年1～2回程度）（参考）予約率 85.3%（2021～2023年度実績平均／2023年：85.3%、2022年：91.6%、2021年：78.9%） 【関連指標】 ・愛知県美術館ギャラリーにおける全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況（公募展団体数） ・愛知県美術館ギャラリーにおける展覧会毎の入場者数 ・愛知県美術館ウェブサイトにおける愛知県美術館ギャラリーで開催される展覧会情報の掲載 （愛知県陶磁美術館） ① 展示室等の提供における取組状況（参考指数として、貸出件数、来場者数、連携状況、借用者の満足度等） ② 陶芸展示室をはじめとした展示環境の改善における取組状況 ③ 提供に当たって、当館との連携の取組状況	6	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、美術団体等に展示室の貸出等を行い、貸出条件や予約の在り方、利用料金の改定を含め、その運用の見直しを検討する。 ア 愛知県美術館ギャラリーの貸出等を行う。（2026年度目標利用率90%） イ 愛知県美術館ギャラリー運営懇談会（旧「専門委員会ギャラリー部会」）を開催する。 ウ 愛知県美術館ギャラリーの利用申込受付・利用調整・利用許可等を行う。（2027年度目標予約率85%） エ 予約の在り方や利用料金等の見直しを検討し、予約申込受付までのスケジュールを策定する。 （愛知県陶磁美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、陶芸展示室等館敷地内の場所の貸出等を行う。また、必要に応じて展示環境の改善に努める。 ア 陶芸展示室や主催者との調整のうえで館敷地内のスペースを展示等に貸し出す。 イ 必要に応じて主催者への連携・支援について検討する。 ウ 必要に応じて主催者との調整のうえで、貸出期間中の展示環境の改善に努める。	
(3) 資料の収集・整理や美術品等に係るデータベースの作成・公開等を通じた情報の提供・発信			(3) 資料の収集・整理や美術品等に係るデータベースの作成・公開等を通じた情報の提供・発信		
7	県立美術館は、収集した美術品等に係る電磁的記録及びデータベースを充実させ、美術及び陶磁文化に関する情報を国内外へ発信し、県民の美術及び陶磁文化に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進を図る。 図書室等を設置し、利用者へのサービスの提供を図る。所蔵する資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、国内における美術研究の主要な図書室等の1つとなることを目指し、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討する。 両館の所蔵する図書資料データベースの統合について検討する。 法人の機関リポジトリの公開を目指し、両館の紀要やカタログ論文等のデータの整備や公開方法について検討する。		7		

美術館活動部分			
中期計画		2026年度 年度計画	
	（愛知県美術館） 美術に関する情報発信の機能を向上させ、県民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するために、所蔵作品や関連資料のデジタル化・データベース化を一層推進し、インターネットを通じてより良質で多様なコンテンツの提供を進める。著作権保護期間が満了したいわゆるパブリック・ドメインの作品画像を、閲覧者が自由にダウンロード、複製、再配布等を行えるよう、整備を継続して進める。また保護期間内の作品画像の利用について、権利者と順次調整を行う。また、所蔵作品をより広く周知するため、国立アートルサーチセンターにおいて運用する「全国美術館収蔵品サーチ」等の各種全国的なデータベースとの連携を進めるなど、コレクションの県内外への発信を強化する。 美術史その他の関連諸学に関する基礎資料、国内外の美術館や展覧会に関する情報及び資料を収集し、展覧会活動の推進に役立てるとともに、アートルाइブラリー等において芸術文化に関する情報サービスを広く提供する。 アートルाइブラリーについては、新たな運営方針を検討し、専門家向けの施設としてリニューアルオープンする。 各種美術図書館との横断検索サービスとの連携を強化し、情報提供を充実させる。		（愛知県美術館） ① ウェブサイトアクセス件数・所蔵品検索システムのアクセス件数 ② 毎年30作品程度の所蔵作品の画像データの公開 ③ 毎年50作品程度の所蔵作品の解説テキストの公開 ④ アートルाइブラリーの新しい運営方針を策定し、今中期計画期間内にリニューアル・オープンする。 ⑤ アートルाइブラリーの利用者数 ⑥ 全国美術館収蔵品サーチ等、全国的なデータベースへの新収蔵作品のデータ提供 ⑦ 法人の機関リポジトリに関する取り組み状況） 【関連指標】 ・図書資料収集件数 ・図書資料累計件数 ・デジタル化した所蔵作品データの公開件数（画像データ・テキストデータ）
	（愛知県陶磁美術館） 所蔵作品及び教育普及事業についての調査研究を進め、写真・映像等の電磁的記録を充実させ、それらをデータベースに反映することで、陶磁文化に関する情報発信や教育普及事業の情報の拠点としての機能を向上させる。とくに所蔵作品においては、収集時や展示、貸与時における詳細な調書の蓄積をデータベースに反映させる。また、所蔵資料登録番号の付与に関する方針等の見直しについて、年度計画に定めた上で計画的に策定する。 また、猿投古窯出土資料及び関連する古窯出土資料の調査結果をデジタル化し、公開に向けた準備を計画的に進める。 陶磁史、産業史、自然史、民俗史、その他の関連諸学に関する図書を充実させ、学芸員による調査研究、展覧会活動、教育普及事業等の推進に役立てるとともに、一般利用者が利用しやすい仕組みを策定し図書室を開放する。産業技術総合研究所からの寄贈図書をはじめとした、日本を代表する陶磁分野の図書について整理し、データベースの構築と活用について検討する。		（愛知県陶磁美術館） ① 所蔵品検索システムの活用に関する取り組み状況（参考指数として、アクセス件数とその前年度実績との比、所蔵作品の公開率（画像・テキストデータそれぞれ）） ② 猿投古窯出土資料のデジタル化に関する取組状況（参考指数として、登録件数、公開率） ③ 図書室の利用状況、利用環境改善のための取組状況（参考指数として、利用者数） ④ 図書室以外の図書や雑誌等の提供状況（参考指数として、提供場所数、提供図書件数） ⑤ 産業技術総合研究所などからの寄贈図書の整理および活用に向けての取組状況（参考指数として、目録への登録冊数。また、図書の保管環境整備状況） ⑥ 論文などのインターネット上の公開に関する取組状況（参考指数として、公開件数、アクセス件数） ⑦ 法人の機関リポジトリに関する取組状況
			（愛知県陶磁美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、所蔵作品及び教育普及事業についての調査研究を進め、写真・映像等の電磁的記録を充実させ、それらをデータベースに反映する。 また、猿投古窯出土資料及び関連する古窯出土資料の調査結果については、デジタル化と公開に向けた準備を計画的に進める。 図書室については、中期計画に定めた方針に基づき、図書を受け入れ、また、一般利用者が利用しやすいよう希望に応じて図書室を開放する。産業技術総合研究所（以下、産総研という。）からの寄贈図書については、整理とデータベースの構築と活用について検討を開始する。 特に2026年度は、所蔵資料登録番号の付与に関する方針等の見直しについて、年度内にチームを結成し計画的に策定する。
(4) 教育普及活動の充実		(4) 教育普及活動の充実	
8	県立美術館は、県民が美術及び陶磁文化についての理解を深め、県民の文化芸術に対する感性の涵養に資するよう、県立美術館における美術及び陶磁文化の教育普及活動に関する調査研究の成果を踏まえた質の高い教育普及に係る取組の充実を図る。 地域における鑑賞機会の充実、県立美術館のコレクション等の積極的な活用促進を図るため、県内の文化施設や自治体等と連携し移動美術館等において、各種プログラム等を実施する。 県内外の教育普及活動の実施においては、県内外の文化施設や社会教育施設をはじめ、様々な機関・自治体等と連携する。 また、各種の支援団体等との協力、ICTの活用等により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会の充実を図る。 県立美術館が実施する教育普及事業の情報を蓄積して発信し、県民の美術及び陶磁文化に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与する。	8	

美術館活動部分		
中期計画		2026年度 年度計画
（愛知県美術館） 県内外の幅広い層を対象に、講演会、ギャラリートークほか、各種プログラム等に取り組む。来館した小・中学校、高等学校等団体には、ガイドンスやギャラリートーク等を実施し、各種学校団体の受け入れを実施する。小・中学生向けプログラム「子ども鑑賞会」や高校生向けの鑑賞や造形プログラムについては、学校教員と連携して実施する。大学機関に協力して、博物館実習生の受け入れを行う。「視覚に障がいのある方向けのプログラム」等の障害者向け事業については、地元支援団体からの協力を得ながら継続していく。愛知県陶磁美術館とも連携し、愛知県内の文化施設等で移動美術館を開催し、所蔵作品の普及に努める。 具体的には、以下のプログラムに取り組む。 ・幅広い人々を対象に、展覧会やコレクションに関連して、学芸員や外部講師、アーティスト等による各種プログラムを行う。 ・障がいのある人など多様な人々を対象に、ボランティア組織等と連携し、プログラム等を行う。地域のボランティアとネットワークを構築し、ボランティアの資質向上を図る。 ・未就学児から学生を対象に、鑑賞学習に関する研究と実績に基づき、各教育機関や教員と連携して各種プログラムを実施する。また、各教育機関を対象に、団体鑑賞やICTを活用したオンライン鑑賞を実施する。 ・教員の鑑賞教育に関する資質向上を目指し、研修や研究活動を行う。鑑賞学習指導法の研修や鑑賞補助資料の貸し出し等を行い、各教育機関の鑑賞学習推進のための補助を行う。 ・幅広い人々を対象に、補助となるガイド等の資料を作成する。 ・博物館実習について、学生を対象に学芸員が講義と実習を行う。 （愛知県美術館と愛知県陶磁美術館の連携事業） 両館の連携事業として、移動美術館について、その実施体制について多角的に見直しをはかり、県内各地の文化施設や自治体との円滑な協力体制や、コレクションを通じた県民へのサービス向上を目指した事業の仕組みを策定し、実施する。 （愛知県陶磁美術館） 教育普及事業は、展覧会や収集等と同等の館の重要な基幹事業として捉える。事業の対象は、一般の来館者や小・中学生、高校生、大学生だけでなく、未就学児や高齢者、障がいのある人など幅広い人々とし、誰もががやきものや美術に親しむことのできる環境を提供し、地域の交流・学びの拠点、発信源となることを目指す。 事業の実施に当たっては、多彩な所蔵作品、陶芸館での作陶体験、そして「やきものを作り続けてきた」敷地を連携・活用しながら愛知県陶磁美術館でしかできない、「鑑賞」「学習」「創造」の多様な要素を持つ教育普及プログラムを展開する。 また、館外においては、国内外の窯業地や教育施設、文化施設をはじめとする、様々な施設・団体・人材と連携・協力する。同時に、来館が困難な学校、未就学児や高齢者、障がいのある人などへは、学芸員や陶芸指導員が館外へ出向き、幅広い人々にやきものや美術に触れることのできる環境を提供する。 こうした各所との連携・協力については、連携・協力先の状況等をよく踏まえ相互にポテンシャルを引き出せる事業となることを目指し、年度計画に定めた上で積極的に関係の構築を行い、事業を実施する。取り組みを通じて、地域の街づくりや魅力向上にも貢献する。	（愛知県美術館） ① 各プログラムにおける取組状況、実施回数、参加人数、アンケートによる満足度 ② 連携した学校団体や外部団体の数 （愛知県陶磁美術館） ① 各プログラムの取組状況（参考指数として参加者数。連携に対する取り組み・外部有識者による評価） ② 陶芸実習室利用に係る取組状況（参考指数として参加者数。連携に対する取組） ③ 陶芸館における各種プログラムの取組状況（参考指数として参加者数。連携に対する取組） ④ 教育普及事業の発信に関する取組状況（参考指数として参加者数。連携に対する取組） ⑤ 学校団体向けプログラムの取組状況（参考指数として参加者数。連携に対する取り組み。利用者満足度）	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、県内外の幅広い層を対象に、講演会、ギャラリートークほか、各種プログラム等に取り組む。 ア 幅広い人々を対象に、展覧会やコレクションに関連して、学芸員や外部講師、アーティスト等による、ギャラリートークや講演会、シンポジウムなどの各種プログラムを行う。（講演会等：年4回、目標参加人数500人、アンケートによる満足度「よかった」以上の回答6割以上／ギャラリートーク・スライドトーク等：年16回、目標参加人数640人）。 イ 一般や学校等の団体での来館者を対象に、ガイドンスやギャラリートーク等を行う。 ウ 障がいのある人など多様な人々を対象に、ボランティア組織等と連携し、プログラム等を行う（年4回、目標参加人数40人）。地域のボランティアとネットワークを構築し、ボランティアの資質向上を図る。 エ 未就学児から学生を対象に、鑑賞学習に関する研究と実績に基づき、各教育機関や教員と連携して各種プログラムを実施する（年11回、目標参加人数200人、アンケートによる満足度「よかった」以上の回答6割以上）。また、各教育機関を対象に、団体鑑賞やICTを活用したオンライン鑑賞を実施する。（年4回、目標参加人数80人、アンケートによる満足度「よかった」以上の回答6割以上）。 オ 教員の鑑賞教育に関する資質向上を目指し、研修や研究活動を行う（小・中・高の先生方との鑑賞学習交流会：年4回、目標参加人数250人、アンケートによる満足度「よかった」以上の回答6割以上／鑑賞学習ワーキンググループ：年26回、目標参加人数280人）。鑑賞学習指導法の研修や鑑賞補助資料の貸し出し等を行い、各教育機関の鑑賞学習推進のための補助を行う。 カ 幅広い人々を対象に、補助となるガイド等の資料を作成する。 キ 博物館実習について、学生を対象に学芸員が講義と実習を行う。 （愛知県美術館と愛知県陶磁美術館の連携事業） 両館の連携事業として、移動美術館について、2026年度は豊川市において開催する。 また、移動美術館の実施体制について多角的に見直しを図るため、2029年度以降の開催施設の公募などの手法も含めた検討を行う。 ア 移動美術館を開催する。 イ 移動美術館の今後のあり方及び開催手法について検討する。 （愛知県陶磁美術館） 教育普及事業は、中期計画に定めた方針に基づき、展覧会や収集等と同等の館の重要な基幹事業として捉え、館内及び館外においてアウトリーチを含む各種教育普及活動を実施するとともに、各所と連携・協力関係を構築することに努める。 ア 特別展・企画展・テーマ展・愛陶コレクション展の関連イベントとして講演会・ギャラリートーク・研究者向けの学術シンポジウム、研究会等を実施する。 イ 「所蔵品管理システム」の機能を活かしたアプリ（ポケット学芸員）による作品解説（多言語対応）を継続し、英訳と解説読み上げ音声の追加分作成を行い公開する。【再掲】 ウ 陶芸館にて、陶芸指導員を配置し作陶及び絵付体験を提供する。また、初心者向け陶芸教室（年11回程度）やアーティストwith陶芸館（年5回程度、うち1回は瀬戸新世紀工芸館連携）、特別展や企画展との連携企画（年6回程度）、復元古窯焼成を実施する（年9回程度講座を実施）。 エ 学校向けの教育普及事業は、展覧会、古窯跡などを含む鑑賞・学習と作陶体験を組み合わせた学校団体向けプログラム「スクールプログラム」を提供する。また、スクールプログラムの改良検討・次年度の内容の検討・ジブリパークとの動線検討、アンケートの実施と分析を行う。 オ 来館が困難な学校や団体のほか、鑑賞前の学習などにも対応して、学芸員や陶芸指導員が小学校・中学校・高等学校、大学、団体等に出向き出張授業を行う。また、出張授業の改良検討・次年度の内容の検討を行う。 カ 博物館実習を実施する。 キ 館内カフェ、茶室、陶芸館売店の各事業者との連携事業を実施する。（年2回以上） ク 県美術館との共催による移動美術館を実施し【再掲】、移動美術館において教育普及事業を実施する。 ケ 近隣の美術館、博物館、図書館、児童館等を含む文化施設、社会教育施設、各種団体と連携したプログラムを企画し実施する。 コ ICT活用の教育普及事業の可能性について検討する。 サ 教育普及事業に関するパンフレットを作成する。

美術館活動部分				
中期計画			2026年度 年度計画	
具体的には、以下のプログラムに取り組む。 ・展覧会においては、広く一般の人々を対象に展示への理解を深めるための講演会やギャラリートーク等を行う。また、展覧会に関するジャンルの学術振興のため、研究者向けの学術シンポジウム、研究会等の開催を行う。 ・展覧会等の内容に合わせた講座やワークショップを企画し、展示だけに留まらない教育普及活動を展開する。 ・「所蔵品管理システム」の機能を活かしたアプリによる作品解説（多言語対応）を実施し、随時対応する作品を拡大する。 ・陶芸館は、陶芸の指導技術を有した陶芸指導員を配置し、質の高い作陶および絵付体験を幅広い人々にわかりやすく提供する。また、初心者から取り組める作陶・絵付体験、展覧会と連携したワークショップ、学校団体向けプログラム、復元古窯焼成、アーティストと連携したイベント、茶室（後述）・本館カフェ・ギャラリー（後述）・陶芸館売店（後述）等との連携事業などを年度計画に定めた上で計画的に実施する。 ・茶室を設置し、事業者に委託し、陶磁における茶の湯や煎茶文化等の普及を図る。茶室やレストラン事業者との連携事業を積極的に検討し活用を図る。 ・学校向けの教育普及事業は、小学校・中学校・高等学校、大学、特別支援学校を主として行い、展覧会、古窯跡などを含む鑑賞・学習と作陶体験を組み合わせた学校団体向けプログラムを提供する。プログラムは必要に応じて学校や社会教育施設等との連携を図りながら改良を図る。 ・来館が困難な学校や団体のほか、鑑賞前の学習などにも対応して、学芸員や陶芸指導員が小学校・中学校・高等学校、大学、団体等に出向き出張授業を行う。 ・博物館実習について、学生を対象に学芸員が講義と実習を行う。 ・地域における鑑賞、学習、創造の機会の充実においては、愛知県美術館との共催による移動美術館を実施し、関連する教育普及事業を実施するほか、近隣の美術館博物館、図書館、児童館等を含む文化施設、社会教育施設、各種団体と連携したプログラムを企画し実施する。 ・国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会の充実においては、ICTの活用による国内外の作家や学生等と情報の交換や、オンライン鑑賞の機会などの検討を行う。 上記の教育普及事業の実施においては今後の事業促進のために、適切な記録を作成し発信することに努める。				
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信			(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	
9	県立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施するものであることを踏まえ、美術品等の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で、他の国内外の美術館や外部の研究者や協力者等と連携しながら計画的に行う。 県立美術館において、独自性のある展覧会の開催や質の高い収集品取得等のための調査研究を進めるほか、愛知県陶磁美術館では、猿投古窯資料のさらなる活用に向けて文化財の指定等を受けることを目指した調査研究を進め、その成果を業務の充実に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開する。 また、調査研究にあたっては、外部資金の活用について検討を進める。 （愛知県美術館） 学芸員による所蔵作品や展覧会関連作品等についての調査研究の主たる成果として、研究紀要や展覧会図録などの媒体で論考や論考を発表する。研究紀要等を発行し、外部専門家等との調査研究の成果を発表する。美術館ニュースの編集方針等を定め刊行する。 自主企画展の研究の成果を図録として刊行し、日英表記の充実を図る。 巡回展の図録についても、論文や作品解説などの執筆や資料の編集において貢献し、図録の学術的充実に努める。 学芸員は美術史研究の最新の成果や美術業界での新しい潮流に精通している必要がある。このため調査研究の一環として学芸員を対象とした研修や学会等に積極的に参加するとともに他館で開催される重要な展覧会の調査を行うなど、情報収集に努める。 また、学芸員として得た専門知識は、より広く社会で共有され役立てられることに意味がある。このため館の活動に関連した内容についての学会や美術館会議等での研究発表、シンポジウムや対談、講演会等の実施などを通じて、知見の共有に努める。 将来的に展覧会として実現しうる作家やテーマの調査のため、学芸員を海外に派遣し現地の美術状況の調査を行い、関係者と情報交換を行うとともに作家やテーマに関する情報収集を行う。	（愛知県美術館） ① 所蔵作品及び所蔵作品の関連作品等に関する調査研究を行い、研究紀要・展覧会図録等の媒体に論文・論考等を年2本程度発表する。 ② 展覧会出品及び展覧会関連作品等に関する調査研究を行い、展覧会図録・研究紀要等の媒体に論文・論考等を年2本程度発表する。 ③ 図録の刊行、および執筆、編集の取り組み状況（本数、内容など）。 ④ 国内外の学芸員や研究者、専門家を招いた講演会、セミナー等の開催状況（本数、内容など）。) 【関連指標】 ・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。（調査研究成果の公開方法・公開件数）	9	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、学芸員が所蔵作品や展覧会関連作品等について調査研究を行い、その成果を研究紀要や展覧会図録等の媒体で発表する。また、美術館ニュースの編集方針について検討する。 ア 所蔵作品等に関する論文等を研究紀要・図録等で発表する。（年2本程度） イ 展覧会出品作品等に関する論文等を図録・研究紀要等で発表する。（年2本程度） ウ 図録の刊行及び執筆、編集に取り組む。 エ 国内外の学芸員や研究者、専門家を招いた講演会、セミナー等を開催する。（年4回程度）。 オ 美術館ニュースの編集方針について検討を行う。 カ 学芸員を調査・研究のため海外へ派遣する。

美術館活動部分		
中期計画		2026年度 年度計画
（愛知県陶磁美術館） 調査研究については、学芸員及び陶芸指導員が所蔵品や展覧会出品作品、教育普及事業、作品の保存や展示・制作における技術等について、必要に応じて国内外の事例を調査し新たな知見を得て館の事業に活かすことを主たる目的とし、年度計画に定めた上で計画的に実施する。 展覧会に関する調査研究は数年に及ぶことも踏まえ、計画的に実施するとともに、その調査研究の成果としての展覧会開催・図録作成、また展覧会開催時の調査を含めた研究成果の学会・研究紀要などへの発表を行う。展覧会開催時には普及活動としての講演会などとともに、学術シンポジウム、研究会等の開催を行う。（再掲） 猿投古窯資料の調査研究については、第1期中に指定文化財の指定を受けることを目指し、担当の職員を配置した上で年度計画に定め計画的にし、報告書を刊行する。また、旧西館を猿投古窯資料の調査研究、保管、活用、また関連する古窯出土資料の調査研究の拠点施設とするための準備を継続する。 猿投古窯出土資料及び関連する古窯出土資料の調査結果をデジタル化し、公開に向けた準備を計画的に進める。（再掲） 復元古窯焼成プログラムにおいては、実験焼成のねらいを年度計画に定めた上で実施し、実施結果を研究紀要などを通じて公開する。（再掲） 研究成果は、研究紀要の発行、学会等での発表、各種誌面への論文投稿を通じて広く公開する。 特別調査研究員制度の策定と研究員の委嘱を実施し、調査研究の促進を図る。 調査研究及び研究成果の発表においては、外部資金・助成金の活用についての検討を継続する。 学芸員が文化財の保管・管理の専門知識を習得できるよう、外部を含む研修を受講する機会を整える。（再掲）	（愛知県陶磁美術館） ① 調査研究の取組状況（参考指数として、調査回数件数。調査先） ② 研究紀要の発行に関する取組状況（参考指数として、研究紀要発行、論文等掲載数） ③ 展覧会図録の発行に関する取組状況（参考指数として、発行件数、論文等掲載数） ④ 研究発表等に関する取組状況（参考指数として、発表件数） ⑤ 特別調査研究員制度に係る取組状況（参考指数として、調査研究員の登録人数、調査件数） ⑥ 猿投古窯資料の取組状況（参考指数として、報告書発行件数） ⑦ 復元古窯焼成プログラムにおける取組状況（参考指数として、参加人数。連携に関する取り組み、外部有識者による評価） ⑧ 所蔵作品の熟覧希望に対する取組状況（参考指数として、対応件数）	（愛知県陶磁美術館） 調査研究については、中期計画に定めた方針に基づき、各学芸員及び陶芸指導員が取り組み、その成果を適切に発表する。 特に2026年度は、展覧会に関する調査研究として、50周年記念事業の事前調査を開始する。 猿投古窯資料の調査研究については、中期計画に定めた方針に基づき、第1期中に指定文化財の指定を受けることを目指し、担当の職員を配置した上で調査を進め報告書を刊行し、調査結果のデジタル化と公開に向けた準備を継続する。また、旧西館を調査研究の拠点施設とするための準備を継続する。 復元古窯焼成プログラムにおいては、2026年度のテーマを定めて新たな焼成実験に挑む。実施結果を研究紀要などを通じて公開する。 特別調査研究員制度による研究員の委嘱を実施し、調査研究の促進を図る。 外部資金・助成金の活用についての検討として、特に2026年度は、科学研究費助成事業取得についての館内勉強会等を開催し、機関番号取得に向けた取り組みを開始する。 ア 展覧会に関する調査研究を行う。展覧会の図録やリーフレットを作成し、研究成果を掲載する。調査研究成果は、その内容に応じて学会等での発表、各種誌面への論文投稿で発表を行う。 イ 特別展・企画展・テーマ展・愛陶コレクション展の関連イベントとして講演会・ギャラリートーク・研究者向けの学術シンポジウム、研究会等を実施する。【再掲】 ウ 猿投古窯資料の調査研究を行い、2025年度及び2026年度の報告書を刊行する。また、猿投古窯資料のデジタル化と公開準備に取り組む。 エ 復元古窯焼成を実施する（年9回程度講座を実施）。【再掲】また、その記録報告を作成し公開する。 オ 研究紀要を発行する。 カ 特別調査研究員制度により研究員を委嘱する。その研究成果は館内で共有する。 キ 科研費獲得に向けて研究機関としての指定に係る申請手続きを行うとともに、テーマを決めて勉強会を実施する。（年4回程度） ク 文化財の保管・管理の専門知識習得のための研修に参加する。 ケ 所蔵作品の熟覧等の特別利用に対応する。
(6) 県内外の美術館や文化施設等との連携・協力等		(6) 県内外の美術館や文化施設等との連携・協力等
10	県内外の美術館、博物館、学校、学会、その他関係機関と連携及び協力することにより、愛知県における文化芸術の交流の拠点となることを目指すため、各種連携及び協力事業を実施する。 これらに限らず様々な団体と連携及び協力し、地域における文化芸術の振興に寄与するため、各種連携・協力事業を実施する。 愛知県博物館協会、陶磁ネットワーク会議を始めとした各種のネットワークを活用し、本項で前述した取組に係るノウハウの共有やスキルの向上を図る。 次世代の文化芸術活動や文化芸術教育を担う人材を育成するため、愛知県立大学・愛知県立芸術大学をはじめとする大学等との連携の在り方を検討し、各種事業を実施する。 （愛知県美術館） 企画展やコレクション展、調査研究の内容や事情に応じて、県内外の大学教員等の外部専門家との共同研究等を柔軟に実施し、大学との連携等について多角的に検討する。 愛知県博物館協会や全国美術館会議、日本博物館協会など、愛知県及び全国的美術館博物館が所属する各種団体が主催する会議や研究会に積極的に参加してネットワークを形成し、美術館の業務と運営に関する最新の知見を得るとともに、互いの活動の充実に向けて協働する。とりわけ、所蔵作品のデジタル・データベースや防災など、愛知県美術館が持続的に取り組んできた事業や対策についての知見を公開し、日本の美術館活動に寄与する。 また、本中期計画期間内に、ICOMやCIMAMなど、国際的な美術館博物館会議への出席を目指し、国際的な交流とネットワークの形成を図る。 （愛知県陶磁美術館） 企画展やコレクション展、調査研究の内容や事情に応じて、県内外の大学教員等の外部専門家との共同事業等を柔軟に実施する。 日本博物館協会、愛知県博物館協会、東海地区連絡協議会、東海三県、陶磁ネットワーク会議などの会議や研究会に積極的に参加して他館とのネットワークを形成し、美術館の業務と運営に関する最新の知見を得るとともに、これらの他館とのネットワークは防災ネットワークとして機能することも見据え、互いの活動の充実に向けて協働する。 これらに限らず、様々な民間団体との連携・協力の可能性を探る。	10
(7) 国際芸術祭との連携・協力等		(7) 国際芸術祭との連携・協力等

美術館活動部分					
中期計画			2026年度 年度計画		
11	県立美術館は、我が国の文化芸術を牽引し、世界の文化芸術の発展に貢献するとともに、文化資源の活用や地域の活性化に寄与する目的で開催される国際芸術祭及び開催年以外に行われる国際芸術祭関連事業への連携・協力を行うことにより、愛知から世界に向けた多様な文化芸術の発信や愛知の文化資源等を活用した地域力の向上に寄与する。	国際芸術祭との連携・協力における取組状況	11	(愛知県美術館) 法人本部事務局内に配置される専門職員とともに、国際芸術祭との連携、協力体制を構築する。また、地域展開事業の開催にあたって協力する。 (愛知県陶磁美術館) 国際芸術祭への協力窓口を設置し、必要に応じて協力する。	
(8) 戦略的な広報の展開			(8) 戦略的な広報の展開		
12	広報専門職員を配置し、広報部門等を強化することにより、展覧会、教育普及事業などをはじめとする県立美術館の多様な活動について、戦略的な広報を効率的かつ効果的に展開する。 展覧会・陶芸体験・そのほかイベントや教育普及事業に関する広報については、年間の広報計画を組み立て、各種の周知事項における適切なタイミング及び手段を柔軟に適用し広報を行う。 (愛知県美術館) 開催予定の展覧会スケジュールやイベント等の情報をウェブサイト等で戦略的に公開し、効果的な周知を行う。 地域のテレビ・新聞等の媒体をはじめ、全国的なオンラインメディア等にも企画展やイベント等が広く紹介されるよう、積極的な情報提供を図る。また、SNSでの発信も行う。 広報をより効果的なものとするため、マーケティング・リサーチやアンケート等を実施し、その分析結果を根拠とした活動を展開する。 すべての広報活動において、特に刊行物については、配慮が必要な人々のためのやさしい表記や、日本語を母語としない人々のための日英表記等に努める。国内外からの愛知県内旅行者の愛知県美術館の認識を広めるため、観光・旅行者向けの各種媒体での掲載に向けた取り組みも行う。 (愛知県陶磁美術館) 広報会議を開催し、年間の広報計画及び展覧会・イベント毎の広報計画を策定する。広報計画に基づき、広報印刷物、ウェブサイト、SNSなどの自主メディアを適切に発行・掲載する。自主メディアについては、常に発行部数や更新頻度などの見直しを行い、時勢と館の実情に沿った運用かを検証する。 新聞をはじめとした外部メディアには、積極的に情報提供を行い、広く展覧会やイベント等が周知されることを目指す。 各種広報の成果検証のため、アンケート調査を適宜実施し、分析を行うことを継続し、広報活動に活かす。	(愛知県美術館) ① 企画展についての新聞・テレビ・オンラインメディア等での掲載・紹介件数 ② コレクション展についての新聞・テレビ・オンラインメディア等での掲載・紹介件数 ③ その他の美術館活動についての新聞・テレビ・オンラインメディア等での掲載・紹介件数 ④ 観光・旅行者向けの各種媒体での掲載・紹介件数 ⑤ 美術館ホームページのアクセス件数) (参考指標) ・SNSのフォロワー数 (愛知県陶磁美術館) ① 広報強化に関する取組状況(参考指数として、広報会議の開催回数。広報手段の見直しや新規開拓数など) ② 自主メディア(ウェブサイト、SNS等)への情報掲載に係る取組状況(参考指数として、掲載件数や更新頻度) ③ 自主メディアの見直しに係る取組状況(参考指数として、広報会議における策定回数) ④ 外部への広報情報提供に係る取組状況(参考指数として、提供回数、放映回数。アンケートにおける反応)	12	(愛知県美術館) 中期計画に定めた方針に基づき、開催予定の展覧会スケジュールやイベント等の情報を、印刷物やWebサイト等で戦略的に公開し、効果的な周知を行う。 ア 企画展、コレクション展、その他美術館活動について新聞・テレビ・オンラインメディア等で掲載・紹介されるよう、積極的に情報提供を行う。 イ 観光・旅行者向けの各種媒体で掲載・紹介されるよう、積極的に情報提供を行う。 ウ 年間の広報計画を策定するとともに、開催予定の展覧会スケジュールやイベント等の情報をWebサイトやSNS等で発信し、効果的な周知・発信を行う。 エ 広報戦略の策定に向けたマーケティング・リサーチやアンケート等を実施する。 (愛知県陶磁美術館) 中期計画に定めた方針に基づき、広報業務を担当する職員を配置し積極的に業務にあたるとともに、特に2026年度は業務における効率化や新たな手法の採用などにも積極的に取り組む。 ア 広報会議を開催し、広報計画を策定する。(年4回) イ 展覧会広報印刷物を作成・配布し、近隣駅等への設置依頼を行う。(年4回) ウ 陶芸館広報印刷物を作成・配布する。(年数回) エ スクールプログラム広報印刷物を作成・配布する。 オ 年間展示案内を作成・配布する。 カ X、Facebook、Instagram、YouTubeの設置と運営を行う。(X週2回、Instagram週3回、Facebook週2回、YouTube必要に応じ更新) キ 新たな広報アウトソーシングの検討と実施を行う。 ク X、Facebook、Instagramにおける広告出稿を行う。(4回) ケ 地元FMラジオ局へ出演する。(年12回) コ 中部芸術文化記者クラブ(MACC)及び瀬戸市政記者クラブで発表を行う。(年数回) サ 特別展・企画展の会期に合わせてアンケート調査を実施し、満足度の分析を行い、効果的な広報に活用する。(年4回以上、6段階評価の4以上の回答が8割以上) 【再掲】	
(9) 快適な観覧及び活動環境の提供			(9) 快適な観覧及び活動環境の提供		
13	県民に親しまれる美術館を目指し、利用者の立場に立った観覧及び活動環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、多様な利用者に向けたサービスの向上に努める。 県立美術館において未就学児、高齢者、障がい者、外国人等を含めた利用者本位の快適な観覧及び活動環境を整備するとともに、愛知県の美術及び陶磁文化を中心とした文化芸術の魅力を国内外に示すため、各施設の案内表示や解説等を工夫し、日英表記にも努める。		13		

美術館活動部分		
中期計画		2026年度 年度計画
（愛知県美術館） 高齢者、障がい者、外国人等を含めた利用者本位の快適な観覧環境整備のため、特定の利用者層を対象としたモニター調査等を導入、英語表示や動線等の改善を検討し、計画的に取り組む。また、愛知県美術館の認知度の向上に努めるとともに訪日外国人等の来館促進を図るため、案内表示、解説等の日英併記や観覧券販売のオンライン化等に取り組む。 入館者を対象とするアンケートを定期的 to 実施し満足度向上のための取り組みの参考とする。 社会情勢等を鑑み、必要に応じて入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善に取り組む。 ミュージアムショップやレストラン等と積極的に連携・協力を図る。	（愛知県美術館） 快適な観覧環境の提供についての満足度	（愛知県美術館） 中期計画に定めた方針に基づき、利用者にとって快適な観覧及び活動環境の整備を行うため、以下の取り組みを実施する。 ア 入館者を対象とするアンケートやモニター調査等を実施し、快適な観覧環境の提供についての指標とする。（アンケート満足度「よかった」以上の回答6割以上） イ 社会情勢等を鑑み、必要に応じて入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善に取り組む。 ウ ミュージアム・ショップについて、愛知県文化振興事業団と連絡・調整し、利用者満足度のさらなる向上に向けて検討する。 エ 9階カフェについて、カフェ事業者と連絡・調整し、利用者満足度のさらなる向上に向けて検討する。 オ 10階レストランについて、レストラン事業者と連絡・調整し、連携・協力を図る。 カ 8階ギャラリーJ室について、2027年4月以降美術館の新しい催事室とするため、2026年度後半より閉室・改装し、並行して運用方針を策定する。 キ 地方独立行政法人化に伴う施設や活動内容の変更を反映した施設概要の刊行を準備する。英語表記に努めるとともに、「やさしい日本語」による刊行物を別途作成する。 ク オンラインによる観覧券販売を導入し、適切に運用する。
（愛知県陶磁美術館） 当館の広大な敷地内で、やきもの産地としての発展とともにあった自然環境について体感できる特色をさらに活かすため、植栽や芝生広場の環境を整え、植樹等を年度計画に定めたうえで継続する。また、敷地の広場としての機能を充実させるため、遊歩道整備、環境保全などを試み、新たな館の魅力として強化することに努める。 敷地内の古窯跡、復元古窯、屋外展示作品については、快適な見学、観覧に耐えるよう可能な限りのバリアフリー化や状態の維持保全を検討し、必要に応じた処置を年度計画に定めた上で計画的に継続する。 館の敷地内及び施設内だけでなく、リニモ駅など様々な交通手段での利用者に対し適切な交通アクセスを広報印刷物やWebサイト等で周知を図る。 観覧料及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を検討する。 サインをはじめWebサイト等においても、高齢者や障がい者、外国人等を含めた利用者本位の快適な観覧環境やアクセシビリティの確保を行う。 展示観覧、陶芸体験、イベント等においてキャッシュレス化を促進する。 館内において無料 Wi-Fiを提供しサイン等で周知を図る。 茶室やレストラン等のサービスの充実については、内容を年度計画に定めた上で、計画的に実施する。	（愛知県陶磁美術館） ① 植栽や芝生広場など屋外展示の環境整備に係る取組状況 ② 古窯跡、復元古窯、屋外展示作品の保全に係わる取組状況 ③ リニモ駅利用者に対する環境向上に係る取組状況 ④ 快適な観覧環境の提供についての満足度	（愛知県陶磁美術館） 快適な観覧及び活動環境の提供については、中期計画に定めた方針に基づき、環境整備を進めるとともに新たな館の魅力強化に努める。特に2026年度は、古窯館の南山8号窯跡、南山9号窯跡の修繕に取り組む。また、陶芸体験やイベントのオンライン予約についてより来館者にとって快適な手法を検討し、取り入れる。
		ア 近隣の美術館、博物館、図書館、児童館等を含む文化施設、社会教育施設、各種団体と連携したプログラムを企画し実施する。 【再掲】 イ 植栽や芝生広場の環境を整備する。 ウ 遊歩道の整備について検討する。 エ 環境整備ボランティアによる環境整備事業を実施する。（年3回以上） オ 古窯館の修繕に関する調査及び南山8号窯跡、南山9号窯跡の修繕を実施する。 【再掲】 カ 屋外展示作品の清掃を行う。 キ リニモ陶磁資料館南駅へのサイン掲出を行う。 ク 当館への交通アクセスの案内を作成し、年間展示案内と公式サイトに掲載する。 ケ 館内カフェの誘導サインを新設する。また、愛陶コレクション展誘導サインを、展示替えに合わせて更新する。 コ 観覧料や開館時間の弾力化などについて検討する。 サ 陶芸館オンライン予約受付において、事前決済の導入など改良を検討する。イベントの予約受付においてオンライン予約受付をさらに積極的に取り入れる。 シ 実習室利用料・材料費・焼成料の支払い一元化を検討する。 ス デザインあいち、陶芸館、館内カフェに設置している無料Wi-Fiのサインを掲示する。 セ 館内カフェ、茶室、陶芸館売店の各事業者との連携事業を実施する。（年2回以上）

美術館・法人運営部分					
中期計画			年度計画		
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 戦略的な法人・美術館運営に関する目標			1 戦略的な法人・美術館運営に関する目標		
(1) 経営戦略の確立			(1) 経営戦略の確立		
14	法人が創意工夫を発揮しつつ、自己決定・自己責任の下で県立美術館の自主的・自律的な運営を行うため、理事長及び両美術館長を主体とした会議を定例的に開催する。また、美術館活動を中心とした中・長期的視点に立った安定的かつ持続可能な経営戦略を確立するとともに、経営計画を立案して活動を進める。なお、社会情勢の変化を的確にとらえ、随時見直しを行う。	① 理事長及び両美術館長を主体とした会議の開催 ② 経営戦略の確立(2026年度まで) ③ 経営計画の立案(2027年度まで)	14	法人が創意工夫を発揮しつつ、自己決定・自己責任の下で県立美術館の自主的・自律的な運営を行うため、理事長及び両美術館長を主体とした会議を定例的に開催する。また、美術館活動を中心とした中・長期的視点に立った安定的かつ持続可能な経営戦略を確立する。 ア 理事長及び両美術館長を主体とした会議の制度を構築し、定期的に開催する。 イ 経営戦略を確立する。	
15	財務基盤の安定化のため、2館一体運営の効果を十分に発揮した効率的・効果的な予算執行や、安定的な収入の確保等に努める。	① 経営計画に基づく運営 ② 戦略的な外部資金獲得に向けた制度の構築及び運用	15	財務基盤の安定化のため、2館一体運営の効果を十分に発揮した効率的・効果的な予算執行に努める。また、安定的な収入の確保等に向け、外部資金獲得に向けた制度を構築する。 ア 当初予算の効率的、効果的な執行に努める。 イ 戦略的な外部資金獲得に向けた制度を構築し、運用する。	
(2) 機能的・効率的な運営組織の構築			(2) 機能的・効率的な運営組織の構築		
16	理事長及び両美術館長がリーダーシップを十分に発揮するため、役割分担を明確にした執行体制を整備するとともに、迅速かつ適切に意思決定ができる組織運営体制を構築し、運用する。また、運営にあたっては、理事長及び両美術館長の適切な管理監督により、職員に対する職務に応じた権限の付与と責任の明確化を図る。	① 組織体制に関する規程の運用 ② 事務分担に関する規程の運用 ③ 事務決裁に関する規程の運用	16	理事長及び両美術館長がリーダーシップを十分に発揮するため、役割分担を明確にした執行体制を整備するとともに、迅速かつ適切に意思決定ができる組織運営体制を構築し、運用する。 ア 組織体制に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 イ 事務分担に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 ウ 事務決裁に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。	
17	効率的・効果的な運営の強化を図るため、法人経営を担う理事会と美術館の意思決定を担うその他の会議の役割を明確にし、相互に情報を共有する。	① 理事会に関する規程の運用 ② その他の会議に関する規程運用	17	効率的・効果的な運営の強化を図るため、法人経営を担う理事会と美術館の意思決定を担うその他の会議の役割を明確にし、相互に情報を共有する。 ア 理事会に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 イ その他の会議に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。	
18	効率的・機動的な運営を図るため、理事会等の決定事項の周知や行事等のスケジュールの共有は、グループウェア等を活用する。また、必要に応じて警備や案内監視業務等の外部委託業者とも情報共有を行う。	① グループウェア等の整備(2027年度まで) ② グループウェア等の活用(2028年度から) ③ 外部委託業者との情報共有	18	効率的・機動的な運営を図るため、理事会等の決定事項の周知や行事等のスケジュールの共有のためのグループウェア等を整備し、活用する。また、必要に応じて警備や案内監視業務等の外部委託業者とも情報共有を行う。 ア グループウェア等を整備し、活用する。 イ 外部委託業者との情報共有については、契約ごとの内容や特性を勘案した上で、必要に応じて速やかな情報共有を行う。	
(3)様々な職種の職員による美術館運営			(3)様々な職種の職員による美術館運営		
19	中・長期的な美術館活動を実現するため、職員がそれぞれの専門性を生かして役割を果たすとともに、保存・教育普及等を含む学芸員及び陶芸指導員や事務職員等が適切に情報共有を行う。		19	中・長期的な美術館活動を実現するため、職員がそれぞれの専門性を生かして役割を果たすとともに、保存・教育普及等を含む学芸員及び陶芸指導員や事務職員等が適切に情報共有を行う。 ア 職員それぞれが専門性を生かした役割を果たすため、職能別、階層別の研修を実施する。 イ 法人内の会議体制を検討し、理事長及び両美術館長を主体とした会議の開催結果等の情報共有を徹底する。	
(4) 積極的な広報活動を実現する体制整備			(4) 積極的な広報活動を実現する体制整備		
20	魅力的なコレクションに加え、県立美術館の建物空間や愛知県陶磁美術館の広大な敷地等を活用して来館者の裾野拡大を図るため、広報機能を強化するための体制を整備し、運用する。	① 広報専門人材の採用、適切な配置 ② 戦略的な広報計画の策定及び運用	20	魅力的なコレクションに加え、県立美術館の建物空間や愛知県陶磁美術館の広大な敷地等を活用して来館者の裾野拡大を図るため、広報機能を強化するための体制を整備するとともに、戦略的な広報計画を策定する。 ア 広報専門人材を速やかに採用し、適切に配置する。 イ 戦略的な広報計画を策定する。	
2 運営体制の強化を達成するためとるべき措置			2 運営体制の強化を達成するためとるべき措置		
21	法人の業務及び会計処理を適正に実施するため、法令や社会的規範に基づいた規程や手引きを策定し、運用するとともに、職員に周知する。さらに、監査担当者の専門性の向上を図るとともに、内部監査を実施する。	① 組織、会計、内部監査等に関する規程の運用 ② 各業務における実務的な方法を示した手引きの策定及び運用 ③ 職員向け研修の実施 年1回	21	法人の業務及び会計処理を適正に実施するため、規程や手引きを策定し、運用するとともに、職員に周知する。さらに、内部監査の実施に向けた体制を整備する。 ア 組織、会計、内部監査等に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 イ 組織、会計、内部監査等に関する実務的な方法を示した手引きを策定し、適切に運用する。 ウ 内部監査の実施に向けた体制を整備する。 エ 職員向け研修を実施する。	
22	リスク回避のため、経理業務や資産管理等の業務遂行等の多様な視点から、管理するリスクの設定、対応策の策定、運用、自己評価等の取組を実施するための内部統制に関する規程を策定し、運用する。	内部統制に関する規程の運用	22	リスク回避のため、経理業務や資産管理等の業務遂行等の多様な視点から、内部統制に関する規程を運用する。 ア 内部統制に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。	

美術館・法人運営部分					
中期計画			年度計画		
3 人事に関する目標を達成するためにとるべき措置			3 人事に関する目標を達成するためにとるべき措置		
(1) 柔軟な人事制度の構築			(1) 柔軟な人事制度の構築		
23	美術館活動の充実及び活性化並びに法人運営の効率化を進めるため、多様な雇用形態、勤務条件、給与体系、兼業規程等、柔軟な人事制度を構築し、運用する。	① 兼業規程を始めとした柔軟な人事に関する規程の運用 ② 専門人材や中途採用職員の育成に対応した多様な給与体系や昇給・昇格制度の運用 ③ 時差勤務やフレックス勤務等の職員の働きやすさを向上させる制度の運用	23	美術館活動の充実及び活性化並びに法人運営の効率化を進めるため、柔軟な人事制度を構築し、運用する。 ア 兼業規程を始めとした柔軟な人事に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 イ 専門人材や中途採用職員の育成に対応した多様な給与体系や昇給・昇格のため、関係規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 ウ 時差勤務やフレックス勤務等の職員の働きやすさを向上させるため、関係規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。	
24	事務職員については、当面は県からの派遣職員の配置を基本とするが、法人及び美術館運営に精通した専門知識を有する人材の確保が必要であるため、県からの派遣職員に対する研修を実施するとともに、固有職員の採用計画や人材育成方針を策定し、運用する。	① 県派遣職員に対する研修の実施 年1回 ② 戦略的な固有職員の採用計画及び人材育成方針の策定(2027年度まで)及び運用 ③ 計画的な固有職員の採用	24	法人及び美術館運営に精通した専門知識を有する人材の確保のため、県からの派遣職員に対する研修を実施するとともに、固有職員の採用計画や人材育成方針を策定し、運用する。 ア 県派遣職員に対する法人業務に関する研修を実施する。 イ 戦略的な固有職員の採用計画及び人材育成方針の策定に係る検討を行う。 ウ 広報専門人材を速やかに採用し、適切に配置する。【再掲】	
(2) 人材の活用と育成			(2) 人材の活用と育成		
25	職員の育成に取り組み、職員が能力を発揮できる組織体制を構築するため、職員の役割と権限の明確化と、コミュニケーションを重視する組織風土の醸成を行うとともに、新規採用職員を対象としたOJTや管理職職員を対象とした研修等を県の同等の研修に参加するなど効率的な研修制度を確立し実施する。また、業務量や専門性に応じた適切かつ柔軟な人員配置を行う。	① 事務分担に関する規程の運用(再掲) ② 定期的な面談の実施 ③ OJTの実施率 100% ④ 職員の職能別・階層別の研修の受講率 100% ⑤ 効率的な研修制度の確立 ⑥ 適切かつ柔軟な人員配置計画の策定及び運用	25	職員の役割と権限の明確化と、コミュニケーションを重視する組織風土の醸成を行うとともに、効果的で効率的な研修制度を確立する。また、業務量や専門性に応じた適切かつ柔軟な人員配置を行う。 ア 事務分担に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。【再掲】 イ 定期的な面談を実施し、必要に応じてさらなる面談を実施する。 ウ 新規採用職員を対象としたOJTを実施する。(実施率100%) エ 職能別・階層別の研修を実施し、対象職員に確実に受講させる。(受講率100%) オ 県の研修制度を参考に、効果的で効率的な研修制度を確立する。 カ 適切かつ柔軟な人員配置計画を策定し、適切に運用する。	
26	職員がスキルアップや自己研鑽の機会を確保できる体制を構築するため、自己啓発等休業制度等の制度を構築し、運用する。	① 自己啓発等休業制度等の構築及び運用 ② 休暇等制度に関する手引きの策定及び運用	26	職員がスキルアップや自己研鑽の機会を確保できる体制を構築するための制度を構築し、運用する。 ア 自己啓発等休業制度等を構築し、適切に運用する。 イ 休暇等制度に関する手引きを策定し、適切に運用する。	
27	職員の能力向上とキャリア形成のため、人事交流の可能性について検討するとともに、他の機関が実施する研修に職員が参加できる制度を構築し、運用する。	① 人事交流の可能性の検討 ② 他の機関が実施する研修への参加に関する規程の運用	27	職員の能力向上とキャリア形成のための制度を構築し、運用する。 ア 他団体等との人事交流の可能性を検討する。 イ 他の機関が実施する研修への参加に関する制度を構築し、適切に運用する。	
(3) 専門人材等の活用			(3) 専門人材等の活用		
28	美術館運営の高度化を図るため、学芸員、陶芸指導員及び事務職員のほか、広報・資金調達やアートマネジメントに精通した専門知識や実務経験を有する人材を法人の固有職員として採用し、活用する。	① 戦略的な固有職員の採用計画の策定(2027年度まで)及び運用(再掲) ② 適切かつ柔軟な人員配置計画の策定及び運用(再掲)	28	美術館運営の高度化を図るため、専門知識や実務経験を有する人材を法人の固有職員として採用する。 ア 戦略的な固有職員の採用計画の策定に係る検討を行う。【再掲】 イ 適切かつ柔軟な人員配置計画を策定し、適切に運用する。【再掲】 ウ 広報専門人材を速やかに採用し、適切に配置する。【再掲】	
(4) 公正な人事評価の実施			(4) 公正な人事評価の実施		
29	職員の勤労意欲を高め、能力を生かすため、柔軟な人事評価制度を構築するとともに、勤務実績に基づく適正かつ公正な評価を実施し、昇任・昇格や昇給、勤勉手当等に適正に反映させる。	① 柔軟な人事評価制度の構築及びそれに基づく評価・フィードバックの実施 ② 適切な評価結果の運用方針の策定及び運用 ③ 評価者を対象とした研修の受講率 100%	29	職員の勤労意欲を高め、能力を生かすための人事評価制度を構築するとともに、適正かつ公正な評価を実施し、昇任等に適正に反映させる。 ア 柔軟な人事評価制度を構築し、適切に運用する。 イ 人事評価制度に基づく評価・フィードバックを適切に実施し、必要に応じて見直しを図る。 ウ 評価結果の運用方針を策定し、適切に運用する。 エ 人事評価の評価者を対象とした研修を実施し、適切に受講させる。(受講率100%)	
30	特に学芸員については、美術館活動における成果を要素とする柔軟な評価制度の構築を検討する。	学芸員に関する柔軟な評価制度の構築に関する検討	30	学芸員については、美術館活動における成果を要素とする柔軟な評価制度の構築を検討する。 ア 柔軟かつ適切な評価制度の構築に向け、他館等への意見聴取などを行い、検討を進める。	
31	適正かつ公正な評価を実施するため、評価の実施方法については、被評価者からの申立てを含め、透明性、信頼性、妥当性、公平性の観点に立ち、適宜点検と見直しを行う。	人事評価制度の点検と見直し	31	適正かつ公正な評価を実施するため、透明性、信頼性、妥当性、公平性の観点に立ち、適宜点検と見直しを行う。 ア 人事評価制度に関し、年度末までに評価者や被評価者へのアンケートなどを実施し、適切に見直しを行う。	

美術館・法人運営部分					
中期計画			年度計画		
4 事務等の効率化			4 事務等の効率化		
32	事務等の効率化を図るため、法人の事務業務を統括する法人事務局長の主導により、業務運営における効率化方針を策定するとともに、2館共通業務については、法人事務局に集約し、執行する。	① 業務運営における効率化方針の策定及び運用 ② 効率的な業務執行に関する関係規程の運用	32	事務等の効率化を図るため、2館共通業務については、法人事務局に集約し、執行する。 ア 業務運営における効率化方針を策定し、適切に運用する。 イ 効率的な業務執行に関する関係規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。	
33	事務等の効率化・標準化を図るため、グループウェア等のICTを積極的に導入し、活用する。会議等の開催においては、オンライン形式での開催も可能とする。	① グループウェアや勤怠管理、人事情報管理、財務・会計業務等に関するシステムの導入・活用 ② ICTに関する職員向け研修の実施(2027年度から)	33	事務等の効率化・標準化を図るため、グループウェアや財務・会計業務等に関するシステムを導入し、活用する。 ア グループウェアや勤怠管理、人事情報管理、財務・会計業務等に関するシステムを導入し、活用する。 イ ICTに関する職員向け研修の実施に向けた準備を進める。	
第3 財務内容の改善に関する事項			第3 財務内容の改善に関する事項		
1 収入の確保			1 収入の確保		
34	民間企業や個人を対象とした新たな会員制度を創設するとともに、法人のWebサイト等で積極的に広報を行い、会員の確保を図る。	① 新たな会員制度の創設(2026年度) ② Webサイト等による広報 ③ 会員へのアンケートの実施 年1回(2027年度から)	34	民間企業や個人を対象とした新たな会員制度を整備するとともに、法人のWebサイト等で積極的に広報を行い、会員の確保を図る。 ア 民間企業や個人を対象とした新たな会員制度を整備する。 イ Webサイト等による広報を行う。	
35	貸展示室については、利用率の向上による安定的な財源の確保を図るため、広報の実施、Webサイトでの利用状況の公開、利用者への営業活動、展示環境の整備を含め、新たな利活用方法の検討を行う。	① 新たな利活用方法の検討 ② 戦略的な貸展示室等の利用の指針の策定及び運用 ③ 展示環境の整備に関する取組状況	35	貸展示室については、利用率の向上による安定的な財源の確保を図るため、広報の実施、Webサイトでの利用状況の公開、利用者への営業活動、展示環境の整備を含め、新たな利活用方法の検討を行う。 ア 貸展示室の新たな利活用方法を検討する。 イ 愛知県美術館の戦略的な貸展示室等の利用指針の策定について検討する。 ウ 陶磁美術館の老朽化した既存独立展示ケースの廃棄と新規独立展示ケースの導入を行う。	
2 外部資金の獲得			2 外部資金の獲得		
36	社会のニーズに応えた魅力的な展覧会や教育普及活動等を展開するための外部資金の獲得を図るため、クラウドファンディング等の新たな手法を含め、専門業者の知識を活用して制度を構築し、運用する。	戦略的な外部資金獲得に向けた制度の構築及び運用(再掲)	36	社会のニーズに応えた魅力的な展覧会や教育普及活動等を展開するための外部資金の獲得を図るため、クラウドファンディング等の新たな手法を含め、専門業者の知識を活用して制度を構築する。 ア 戦略的な外部資金獲得に向けた制度を構築し、運用する。【再掲】	
3 経費の執行管理			3 経費の執行管理		
37	経費を適切に執行管理するため、全職員がコスト意識を持ち、財務会計システムを活用するとともに、法人事務局において法人全体の経費の執行を管理する。	① 事務決裁に関する規程の運用(再掲) ② 適切な契約手続きの実施 ③ 財務関連諸表の職員への周知 年1回	37	経費を適切に執行管理するため、全職員がコスト意識を持ち、財務会計システムを活用するとともに、法人事務局において法人全体の経費の執行を管理する。 ア 会計事務の事務決裁に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。 イ 規程に基づく適切な契約手続きを遵守する。 ウ 事務決裁に関する規程を適切に運用し、必要に応じて見直しを図る。【再掲】	
4 資産の運用管理			4 資産の運用管理		
38	資産を適切に運用管理するため、効果的な資産運用方針を策定し、運用する。また、物品については、所在確認等、適切な運用を行う。	① 効果的な資産運用方針の策定及び運用 ② 物品の所在確認 各機関年1回	38	資産を適切に運用管理するため、効果的な資産運用方針を策定し、運用する。また、物品については、所在確認等、適切な運用を行う。 ア 効果的な資産運用方針を策定し、必要に応じて見直しを図る。 イ 物品の所在確認を実施する(各機関年1回)。	
第4 その他業務運営に関する重要事項			第4 その他業務運営に関する重要事項		
1 施設・設備の活用及び維持管理			1 施設・設備の活用及び維持管理		
39	施設・設備を有効に活用するため、県立美術館の建物空間及び陶磁美術館の広大な敷地については、整備を行い有効に活用できる利用団体の誘致等、新たな利活用方法を検討する。	① 戦略的な貸展示室等の利用の指針の策定及び運用(再掲) ② 利用者へのアンケートの実施 年1回 ③ 展示環境の整備に関する取組状況(再掲)	39	施設・設備を有効に活用するため、県立美術館の建物空間及び陶磁美術館の広大な敷地については、整備を行い有効に活用できる利用団体の誘致等、新たな利活用方法を検討する。 ア 愛知県美術館の戦略的な貸展示室等の利用指針の策定について検討する。【再掲】 イ 利用者へのアンケートを実施し、新たな利用指針の策定に反映する。(各館年1回) ウ 愛知県陶磁美術館の老朽化した既存独立展示ケースの廃棄と新規独立展示ケースの導入を行う。【再掲】	
40	施設の老朽化対策や敷地の計画的な維持管理を図るため、県との協力の下、施設・設備改修計画を策定し、運用する。	① 施設・設備改修計画の策定(2026年度まで) ② 県との連絡会議の開催 年4回	40	施設の老朽化対策や敷地の計画的な維持管理を図るため、県との協力の下、施設・設備改修計画を策定し、運用する。 ア 施設・設備改修計画を策定し、適切に運用する。 イ 計画の策定を円滑に進めるため、県との連絡会議を開催する。(年4回)	

美術館・法人運営部分					
中期計画			年度計画		
2 来館者等の安全管理			2 来館者等の安全管理		
41	災害発生時に来館者等の安全を確保するため、安全対策に関する規程等を策定し、避難誘導、帰宅困難者への対応、連絡体制の確保等危機管理体制を構築するとともに、防災訓練等を定期的に実施し、各職員の役割を明確にする。	① 災害発生時における安全対策に関する規程等の運用 ② 防災訓練等の実施 各館年1回	41	災害発生時に来館者等の安全を確保するため、安全対策に関する規程等を策定し、避難誘導、帰宅困難者への対応、連絡体制の確保等危機管理体制を構築する。また、防災訓練等を実施し、各職員の役割を明確にする。 ア 災害発生時における安全対策に関する規程等を策定し、適宜運用する。 イ 防災訓練等を実施する。(各館年1回)	
42	県立美術館の実情に応じ、来館者へ安心安全な利用環境を提供するため、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した整備計画の検討を行う。さらに、愛知県陶磁美術館では、施設・設備の改修計画の検討を行う。	① 整備計画の検討 ② 施設・設備改修計画の検討 ③ 外部の専門家との意見交換 年1回	42	県立美術館の実情に応じ、来館者へ安心安全な利用環境を提供するため、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した整備計画の検討を行う。さらに、愛知県陶磁美術館では、施設・設備の改修計画の検討を行う。 ア バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した整備計画の検討を行う。 イ 陶磁美術館内の改修が必要な施設・設備の洗い出しを行い、改修計画に随時反映させる。 ウ 外部の専門家との意見交換を行う。	
43	災害発生時に美術品等を保護するため、マニュアルを策定するとともに、訓練を定期的に実施し、各職員の役割を明確にする。	① マニュアルの策定(2026年度まで)及び運用 ② 訓練の実施 各館年1回 ③ 職員への勉強会の実施 各館年1回	43	災害発生時に美術品等を保護するため、マニュアルを策定するとともに、訓練を定期的に実施し、各職員の役割を明確にする。 ア 災害発生時の美術品等保護に関するマニュアルを策定し、適切に運用する。 イ 美術品等の保護に関する訓練を実施する。(各館年1回) ウ 職員への勉強会を実施する。(各館年1回)	
3 社会的責任			3 社会的責任		
(1) 職場環境の整備			(1) 職場環境の整備		
44	ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進等、職員が快適かつ安全に就業できる環境を整備するため、必要な規程を策定し、職員へ周知する。また、社会状況の変化に柔軟に対応するため、適宜見直しを行う。	① ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画等の職場環境に関する規程の運用 ② 職員への周知の実施 年1回 ③ 職場アンケートの実施 年1回	44	職員が快適かつ安全に就業できる環境を整備するため、必要な規程を策定し、職員へ周知するとともに、適宜見直しを行う。 ア ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画等の職場環境に関する規程を策定し、適切に運用するとともに、必要に応じて見直しを図る。 イ グループウェア等を通じて職員への周知を実施する。 ウ グループウェア等を通じて職場アンケートを実施し、制度の見直しに反映する。	
45	職場におけるハラスメントを防止し、職員のコンプライアンス意識を徹底するため、必要な規程を策定し、職員へ周知する。また、教育や研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の醸成を図る。	① ハラスメント防止、職員倫理に関する規程の運用 ② 職員向け研修の実施 年2回 ③ 管理職向け研修の実施 年1回 ④ 人権研修の実施 年1回 ⑤ 相談窓口の設置	45	職場におけるハラスメントを防止し、職員のコンプライアンス意識を徹底するため、意識の醸成を図る。 ア ハラスメント防止、職員倫理に関する規程を策定し、適切に運用する。 イ グループウェア等を通じて以下の研修を実施する。 ・職員向け研修(年2回) ・管理職向け研修 ・人権研修 ウ 法人内に相談窓口を設置する。	
(2) 環境保全等の取組			(2) 環境保全等の取組		
46	法人の運営に関し、環境法令等を遵守するとともに、環境に配慮した取組目標を設定し、職員に周知する。また、社会状況の変化に柔軟に対応するため、適宜見直しを行う。	① 取組目標の設定及び職員への周知 ② 取組終了時の評価 年1回	46	法人の運営に関し、環境法令等を遵守する。 ア 環境に配慮した取組目標の設定し、職員への周知をするとともに、適宜見直しを行う。 イ 環境に配慮した取組の終了時に、その状況を評価する。	
47	環境負荷を低減するため、会議等の開催においては、ペーパーレス化を推進する。	ペーパーレス会議の開催	47	会議等の開催は、ペーパーレス化を推進する。 ア 法人内の各種会議において、主に報告事項の場合は、グループウェア等を活用し、ペーパーレス会議の開催を基本とする。	
4 情報公開の推進			4 情報公開の推進		
48	運営状況の透明性を確保し、法人の活動に対するの理解及び信頼を得るため、法人の業務運営状況、法令に基づく財務諸表や業務の実績に関する報告書、県立美術館の展覧会や教育普及活動の実績等をWebサイトや印刷発行物により積極的に公表する。また、Webサイトでの情報公開においては、来館できない人も文化芸術に親しむことができるよう、より効果的な公開方法を検討する。	① 情報セキュリティポリシー等の制度の構築 ② 情報公開に関する指針の策定及び運用 ③ 財務諸表等の法人情報の公開 ④ 展覧会や教育普及活動実績の公表(翌年度中) ⑤ Webサイト等での情報公開方法の検討	48	法人の業務運営状況、県立美術館の展覧会や教育普及活動の実績等をWebサイトや印刷発行物により積極的に公表する。また、来館できない人も文化芸術に親しむことができるような公開方法を検討する。 ア 情報セキュリティポリシー等の制度を構築し、適切に運用する。 イ 情報公開に関する指針を策定し、適切に運用する。 ウ 財務諸表等の法人情報を公開する。 エ 他館等へのヒアリング等を通じ、Webサイト等における来館できない人への効果的な情報公開方法を検討する。 オ 愛知県美術館年報、愛知県陶磁美術館館報の発行やWebサイトへの掲載により、収集・保存・管理、展示・教育普及等の実績を公表する。 カ 研究紀要の発行やWebサイトへの掲載により、調査研究の成果を公表する。	
49	情報開示請求等に対しては、規程を策定し、愛知県情報公開条例に基づき迅速に対応するとともに、日頃から情報の適切な整理と管理を行う。	① 情報公開に関する規程の運用 ② Webサイト上での制度の周知	49	情報開示請求等に対しては、愛知県情報公開条例に基づき迅速に対応するとともに、情報の適切な管理を行う。 ア 情報公開に関する規程を運用し、愛知県の運用状況等を参考にし、適切に見直しを図る。 イ 日頃から情報の適切な整理と管理を行うとともに、情報公開請求があった場合は、規程に則り迅速に対応する。 ウ 美術館機構のWebサイト上で制度を周知する。	

美術館・法人運営部分					
中期計画			年度計画		
50	適切な個人情報保護を図るため、関係法令を遵守するとともに、規程の策定や管理体制の整備を行う。	① 個人情報保護に関する規程の運用 ② 情報資産管理規定等の体制整備に関する規程運用 ③ Webサイト上での制度の周知	50	個人情報保護関係法令を遵守するとともに、規程の策定や管理体制の整備を行う。 ア 個人情報保護に関する規程を策定し、適切に運用する。 イ 情報資産管理規程等の体制整備に関する規程を策定し、適切に運用する。 ウ 美術館機構のWebサイト上で制度を周知する。	
第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
	別紙(省略)のとおり。 (なお、本項目を記載する目的が、法人がどのように適切な財務運営を行い、改善を図っていくか、また、投入された公費をどのように使用するか等を事前に明らかにするものであるという地方独立行政法人法の趣旨に鑑み、決算を踏まえて財務状況の開示方法について検討を行うものとする。)			別紙(省略)のとおり。	
第6 短期借入金の限度額			第6 短期借入金の限度額		
1 短期借入金の限度額			1 短期借入金の限度額		
	3億円			3億円	
2 想定される理由			2 想定される理由		
	運営費交付金の受入れ遅延や事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。			運営費交付金の受入れ遅延や事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	
第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
	なし			なし	
第8 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			第8 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	なし			なし	
第9 剰余金の使途			第9 剰余金の使途		
	剰余金は、毎事業年度の損益計算において生じた利益であり、剰余金が発生した場合は、展覧会事業、調査研究事業、入館者サービス等の充実及び組織運営の改善に充てる。			剰余金は、毎事業年度の損益計算において生じた利益であり、剰余金が発生した場合は、展覧会事業、調査研究事業、入館者サービス等の充実及び組織運営の改善に充てる。	
第10 施設及び設備に関する計画			第10 施設及び設備に関する計画		
	中期計画の達成に必要な施設・設備の整備及び緊急対応が必要な施設・設備の改修等について、各年度、施設整備費補助金やその他収入をもとに適切な整備を実施する。			中期計画の達成に必要な施設・設備の整備及び緊急対応が必要な施設・設備の改修等について、施設整備費補助金やその他収入をもとに適切な整備を実施する。	
第11 人事に関する計画			第11 人事に関する計画		
	美術館の諸機能の充実及び活性化並びに法人運営の効率化を進めるため、人事制度の構築を進める。業務運営の改善及び効率化に関する事項に掲げる人事に関する目標について、着実に取り組む。			人事制度の構築を進めるとともに、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」に掲げる「人事に関する目標」を達成するために、着実に取り組む。具体的な主な取り組みは、「第2 3人事に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり。	
第12 積立金の使途			第12 積立金の使途		
	積立金は、中期目標期間中の損益計算における利益の剰余を整理するものであり、第1期中期目標期間において前期の積立金は存在しないため、その処分に関する計画は作成しない。			積立金は、中期目標期間中の損益計算における利益の剰余を整理するものであり、第1期中期目標期間において前期の積立金は存在しないため、その処分に関する計画は作成しない。	